

議会受付番号	鎌議第 1188 号
質問者	上島寛弘 議員
答弁する者	市長（総務部職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

懲戒案件への厳正なる対処と組織統治について

2 質問の要旨

- 1 平成 27 年 9 月 14 日に代表者会議に報告を行った納税課（再任用職員）の懲戒処分の案件に対する対応は通常より遅々とした対応であったが、何故か。
- 2 本案件について、弁護士等に見解を求めたり、何らかの相談をしたのか。その場合、どのような回答があったのか。
- 3 全国の自治体に於いて本案件のようなケースで懲戒はあるか。把握していれば答弁を求める。
- 4 鎌倉市職員考査委員会の懲戒案件について会議する中で、改竄をさせていたことについて各委員から意見はあったのか。その内容については何か。其々の見解は如何か。
- 5 監査委員の職務職責上、考査委員会の議事録等は閲覧可能か。

3 答弁

- 1 今回の件については、他のケースと比較して著しく遅れた対応であったとは考えておりません。
- 2 弁護士等の見解は求めておりません。
- 3 杉並区及び狛江市において懲戒処分を行っていることを把握しております。
- 4 出勤時刻の修正は軽率であるが悪意等のないものとの意見がありました。
- 5 職員考査委員会の議事録について、監査に対する公開は可能と考えます。